

君津市公告第 9 0 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、市有財産の売却の一般競争入札の実施について次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

君津市長 石 井 宏 子

1 入札に付する物件

別紙一覧のとおり

2 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して一般競争入札を行う。
- (2) 入札に関する手続については、公有財産売却システムにおける君津市公有財産売却ページにおいて公開する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができない。

- (1) KSI 官公庁オークション利用規約を遵守できない者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 君津市暴力団排除条例第 2 条及び第 9 条に掲げる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当する者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体等に該当する者。
- (6) 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けた者又は本要領に定める入札日前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りをしている者
- (7) 会社更生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事再生法の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

4 入札参加の方法等

- (1) 入札参加希望者は、令和 7 年 6 月 6 日（金）13 時から
令和 7 年 6 月 23 日（月）14 時までに、公有財産売却システムにより仮申込み手続を行うこと。
- (2) 仮申込み手続きを完了した後、令和 7 年 6 月 23 日（月）までに所定の申込書等を持参又は郵送すること。

① 持参する場合

受付場所 君津市総務部管財課管財係

受付時間 9時から16時まで（土・日・祝日を除く。）

② 郵送する場合

宛先 〒299-1192

千葉県君津市久保二丁目13番1号

君津市総務部管財課管財係

令和7年6月23日（月）消印有効

（3） 提出書類

① 君津市インターネット公有財産売却一般競争入札参加申込書

② 誓約書

③ 印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）

④ 個人の場合は、住民票抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）

⑤ 法人の場合は、登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）

（4） 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者、申込書に不備がある者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

（5） その他

① 申込書は、君津市のホームページからダウンロードする。

② 申込等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

5 入札保証金

① 入札に参加しようとする者は、君津市が定めた入札保証金を納付する。

② 入札保証金は、クレジットカードによる納付のみで、仮申込み時にカード情報を登録する。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後に返還する。

④ 入札保証金には、利息を付さない。

6 物件の下見会

物件の下見希望者は、事前に下記連絡先へ電話にて予約すること。

（1） 日時 参加申込期間中の協議の上決定した日時

（2） 場所 （区分番号 1～2）

千葉県君津市久保二丁目11番 君津市役所駐車場

（3） 連絡先 君津市総務部管財課管財係 0439-56-1375

（土・日・祝日を除く9時から17時まで）

（4） 注意事項

① 物件の下見で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

② 物件の下見では、物件の試運転等はできない。

7 入札の期間及び場所

（1） 入札の期間 令和7年7月8日（火）13時から

令和7年7月15日（火）13時まで

（2） 場所 公有財産売却システム

8 入札の方法

（1） 公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行

うことができない。

- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は認めない。

9 開札及び落札者の決定

- (1) 令和7年7月15日(火)13時以降に公有財産売却システム上で開札する。
(2) 予定価格以上で、かつ、最高価格で入札した者を落札者とする。
(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

10 入札の無効

入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

11 契約の締結

- (1) 落札者は令和7年7月22日(火)16時までに契約を締結しなければならない。
(2) 落札者が契約締結期日までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は君津市に帰属する。この場合、入札保証金は返還しない。

12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約の締結に際して契約保証金を納付する。契約保証金は、入札保証金と同額とする。
(2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を契約保証金に充当することができる。
(3) 契約保証金には、利息を付さない。

13 売払代金の納付

- (1) 売払代金は落札金額とし、契約を締結した者は、令和7年7月29日(火)14時30分までに君津市が発行する納付書により売払代金を納付又は、君津市が指定する口座に代金を納付するとともに、君津市が納付を確認できるよう、領収書の写しを下記へ電子メール又はファックスにより送信しなければならない。

① 電子メール送信する場合

受付場所 君津市総務部管財課管財係
メールアドレス kanzai@city.kimitsu.lg.jp

② ファックス送信の場合

ファックス送信先 君津市総務部管財課管財係
ファックス番号 0439-56-1404

- (2) 納付期限までに売払代金が納付されない場合は、その契約を無効とし、契約保証金は君津市に帰属する。この場合、契約保証金は返還しない。
(3) 落札者の納付した契約保証金は、落札者からの充当依頼書に基づき、全額を売払代金の一部に充当することができる。

14 売払物件の引渡し

- (1) 売払物件は、売払代金の納付が完了した後に、現状のまま引渡すものとする。
(2) 引渡し後に発生した不具合、故障及び発見された傷等については、君津市は一切責任を負わないものとする。

15 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。
(2) 売払物件の売払代金完納後の引渡しに要する費用、所有権移転又は車検及び登録手続等に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

- (3) 落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、所有権移転をすること。
- (4) 車両の輸送については、落札者が手配すること。費用は落札者の負担とする。
- (5) 落札された自動車が緊急車両として使用する場合は、引渡し後、別途手続きが必要となるため落札者において手続すること。
- (6) 落札者は、自動車の引渡しを受けた後、車体文字がある場合は消去し、消去後速やかに写真を君津市に提出すること。
- (7) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを君津市に提出すること。
- (8) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続等をしないまま保管しないこと。
- (9) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1 6 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、君津市インターネット公有財産売却ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 君津市は、売払物件の契約不適合責任は一切負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局
君津市総務部管財課管財係
君津市久保二丁目13番1号 電話 0439-56-1375
- (4) 売払い物件に関する問い合わせ先
君津市総務部管財課管財係
君津市久保二丁目13番1号 電話 0439-56-1375

別紙

区分番号	名 称 等	概 要	予定価格(円)	入札保証金(円)
R7-1-1	125 号車 マツダ ボンゴ (バン)	初度登録年月：平成 20 年 1 月 走行距離：187,727 km 型式：ABF-SK82V	80,000 円	8,000 円
R7-1-2	123 号車 三菱 ミニカ (バン)	初度検査年月：平成 12 年-月 走行距離：220,724 km 型式：GD-H42V	15,000 円	1,500 円
R7-1-3	166 号車 三菱 ミニカ (バン)	初度検査年月：平成 11 年-月 走行距離：195,227 km 型式：GD-H42V	15,000 円	1,500 円